

受益者のみなさまへ

情報提供資料

2022年3月4日  
りそなアセットマネジメント株式会社

運用管理費用(信託報酬)変更のお知らせ  
～ りそな・リスクコントロールファンド2019-06・09・10・12 ～  
(愛称:みつぼしフライト2019-06・09・10・12)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が設定・運用する以下の単位型投資信託において、信託約款に基づき運用管理費用(信託報酬(以下、運用管理費用))の変更を行いますのでご案内いたします。

運用管理費用は原則として1ヵ月に1度見直すものとし、前月末営業日におけるファンドの純資産総額に対するリスク性資産の割合(安定性重視資産と成長性重視資産の合計)に応じて定めることとしています。また、リスク性資産の割合が低位の水準となった場合は、臨時に見直す場合があります。

今般、2月末営業日(2月28日)基準の見直しにより運用管理費用を変更します。変更後の運用管理費用は、3月7日以降に適用されます。なお、3月末営業日時点で再度見直しが行われ、その結果4月7日以降、変更となる場合があります。運用管理費用の変更を行う際には、再度ご案内いたします。

今後ともよろしくごお願い申し上げます。

1. 対象ファンド

- りそな・リスクコントロールファンド2019-06・09・10・12  
(愛称：みつぼしフライト2019-06・09・10・12)

2. 運用管理費用の変更

2022年3月7日以降に適用される運用管理費用は以下の通りです。

対象ファンド (愛称)	リスク性資産 割合	(1ヵ月に1度)見直し後の運用管理費用 (信託報酬/年率)				(ご参考) 資産配分割合 (2月28日時点)	
		合計	配分(税抜)			リスク性資産	
			委託会社	販売会社	受託会社		
みつぼしフライト 2019-06	25%以上 50%未満	0.561% (税抜)0.51%	0.240%	0.240%	0.030%	リスク性資産	48.6%
						安定性重視資産	42.5%
						成長性重視資産	6.1%
						短期国債等+現金等	51.4%
みつぼしフライト 2019-09	25%以上 50%未満	0.561% (税抜)0.51%	0.216%	0.264%	0.030%	リスク性資産	40.4%
						安定性重視資産	35.4%
						成長性重視資産	5.0%
						短期国債等+現金等	59.6%
みつぼしフライト 2019-10	25%以上 50%未満	0.561% (税抜)0.51%	0.216%	0.264%	0.030%	リスク性資産	40.7%
						安定性重視資産	35.6%
						成長性重視資産	5.1%
						短期国債等+現金等	59.3%

対象ファンド (愛称)	リスク性資産 割合	(1か月に1度)見直し後の運用管理費用 (信託報酬/年率)				(ご参考) 資産配分割合 (2月28日時点)	
		合計	配分(税抜)			リスク性資産	
			委託会社	販売会社	受託会社		
みつぼしフライト 2019-12	25%以上 50%未満	0.561% (税抜)0.51%	0.216%	0.264%	0.030%	リスク性資産	35.5%
						安定性重視資産	31.1%
						成長性重視資産	4.4%
						短期国債等+現金等	64.5%

※ リそな・リスクコントロールファンド2020-03・06(愛称:みつぼしフライト2020-03・06)については、前月と同じ運用管理費用が適用されます。

### 3. 変更事由

運用管理費用は1か月に1度見直すものとし、前月末営業日におけるファンドの純資産総額に対するリスク性資産の割合(安定性重視資産と成長性重視資産の合計)に応じて定めることとしています。

コロナショック以降、市場の落ち着きとともにファンドのキャッシュ等への投資比率を段階的に引き下げ、2021年7月以降はリスク性資産を中心とした運用を続けてまいりました。しかしながら、2022年1月以降、FRB(米連邦準備制度理事会)の利上げペースの加速懸念等により、主要国の株式市場、債券市場はともに大幅に調整しました。加えて、2月中旬以降にはウクライナ情勢が緊迫化、さらにはロシア軍が侵攻を開始し、投資家心理が一段と悪化したことも相場を押し下げる要因となりました。このような環境下、ファンドの基準価額は下落し、キャッシュ等への投資比率を段階的に引き上げました。

その結果、みつぼしフライト 2019-06・09・10 については2月末営業日(2月28日)におけるリスク性資産の割合が、運用管理費用の見直しを行う水準となったことから、信託約款に基づき運用管理費用の変更を行います。

一方、みつぼしフライト 2019-12 については基準価額の下落に伴い、キャッシュ等への投資比率を段階的に引き上げ、75%を超過する水準となったことから、2月21日に運用管理費用を臨時に引き下げました。その後、2月下旬において、安定性重視資産の比率を引き上げると同時に、成長性重視資産の比率の引き下げを行ったことで、ポートフォリオ全体のリスクが低下しました。リスクに見合った最適な運用を行うため、キャッシュ等への投資比率を再度引き下げる調整を行いました。

その結果、2月末営業日(2月28日)におけるリスク性資産の割合が、運用管理費用の見直しを行う水準となったことから、信託約款に基づき運用管理費用の変更を行います。

### 4. 適用期日 2022年3月7日以降

<ご参考>

① 変更前(2022年3月6日まで)

対象ファンド (愛称)	リスク性資産 割合	(1か月に1度)見直し後の運用管理費用 (信託報酬/年率)				(ご参考) 資産配分割合 (1月31日時点)	
		合計	配分(税抜)			リスク性資産	
			委託会社	販売会社	受託会社		
みつぼしフライト 2019-06	50%以上	1.243% (税抜)1.13%	0.550%	0.550%	0.030%	リスク性資産	60.1%
						安定性重視資産	46.6%
						成長性重視資産	13.5%
						短期国債等+現金等	39.9%
みつぼしフライト 2019-09	50%以上	1.243% (税抜)1.13%	0.495%	0.605%	0.030%	リスク性資産	55.1%
						安定性重視資産	42.8%
						成長性重視資産	12.4%
						短期国債等+現金等	44.9%
みつぼしフライト 2019-10	50%以上	1.243% (税抜)1.13%	0.495%	0.605%	0.030%	リスク性資産	55.1%
						安定性重視資産	42.8%
						成長性重視資産	12.4%
						短期国債等+現金等	44.9%

対象ファンド (愛称)	リスク性資産 割合	(1か月に1度)見直し後の運用管理費用 (信託報酬/年率)				(ご参考) 資産配分割合 (2月21日時点)	
		合計	配分(税抜)			リスク性資産	
			委託会社	販売会社	受託会社		
みつぼしフライト 2019-12	25%未満	0.297% (税抜)0.27%	0.108%	0.132%	0.030%	リスク性資産	24.1%
						安定性重視資産	18.8%
						成長性重視資産	5.2%
						短期国債等+現金等	75.9%

② みつぼしフライト2019-06・09・10・12 運用管理費用

1か月に1度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド(RMマネーマザーファンドを除きます。)の時価総額のうち当ファンドが保有する部分の合計が、純資産総額に占める割合(以下「リスク性資産割合」といいます。)に応じ、以下の表に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。

対象ファンド (愛称)	リスク性資産 割合	運用管理費用(信託報酬/年率)			
		合計	配分(税抜)		
			委託会社	販売会社	受託会社
みつぼしフライト 2019-06	50%以上	1.243%	0.550%	0.550%	0.030%
		(税抜)1.13%			
	25%以上 50%未満	0.561%	0.240%	0.240%	0.030%
		(税抜)0.51%			
みつぼしフライト 2019-09・10・12	50%以上	1.243%	0.495%	0.605%	0.030%
		(税抜)1.13%			
	25%以上 50%未満	0.561%	0.216%	0.264%	0.030%
		(税抜)0.51%			
みつぼしフライト 2019-09・10・12	25%未満	0.297%	0.108%	0.132%	0.030%
		(税抜)0.27%			

上記に関わらず、前月末営業日以降の運用によりリスク性資産割合が 25%未満となった場合においては、前月末営業日のリスク性資産割合に関わらず、委託会社の判断により運用管理費用を年率 0.297%(税込)を上限として変更し、毎月初 5 営業日以外の営業日より適用する場合があります。

- ※ 上記資産配分割合は、ファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります。
- ※ 基準価額が『確保ライン』まで下落する、もしくは基準価額と『確保ライン』との差が 20 営業日連続して 50 円未満となることによって繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の運用管理費用の総額は 0 円とします。
- ※ 運用管理費用は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のとき、信託財産から支払われます。
- ※ 運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。
- ※ 保証契約にかかる保証料は、ファンドの純資産総額に対して、**年率 0.216%**を乗じて得た額とします。
- ※ 保証料は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。
- ※ 上記の運用管理費用(信託報酬)に保証料を加えた費用は最大で**年率 1.459%(税込)**となります。
- ※ 基準価額が『確保ライン』まで下落する、もしくは基準価額と『確保ライン』との差が 20 営業日連続して 50 円未満となることによって繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の保証料の総額は 0 円とします。
- ※ その他の費用・手数料として、監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等(これらの消費税等相当額を含みます。)は、その都度(監査費用は日々)ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
- ※ 上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

【販売会社】（各ファンドの募集は終了しており、購入のお申込みはできません。）

商号(50音順)	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社関西みらい銀行(※1)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社みなと銀行(※2)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	

(※1) 株式会社関西みらい銀行は「りそな・リスクコントロールファンド2019-06・09(愛称:みつぼしフライト2019-06・09)」、「りそな・リスクコントロールファンド2020-03・06(愛称:みつぼしフライト2020-03・06)」の取扱いのみです。

(※2) 株式会社みなと銀行は「りそな・リスクコントロールファンド2019-09・10(愛称:みつぼしフライト2019-09・10)」、「りそな・リスクコントロールファンド2020-03(愛称:みつぼしフライト2020-03)」の取扱いのみです。

#### 【本件に関するお問い合わせ】

○ファンドの運用内容等に関するお問い合わせ

りそなアセットマネジメント株式会社 0120-223351(営業日の午前9時～午後5時)

○お預かり資産・各種お手続きに関するお問い合わせ

お客さまがご購入いただいた販売会社のお取引店にお問い合わせください。

#### 当資料についての留意事項

- 当資料は、情報提供を目的として、りそなアセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当資料は、投資勧誘に使用することを想定して作成したものではありません。
- 当資料は、当社が信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 運用実績および市場環境の分析等の記載内容は過去の実績および将来の予測であり、将来の運用成果および市場環境等を示唆・保証するものではありません。
- また、将来の市場環境の変動等により、運用方針が変更される場合があります。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料の記載内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。



商号等:りそなアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2858 号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会